

# 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（令和2年内閣府令第33号）に伴い、条例で定める基準を同様の内容に改める。

## 第2 改正の内容

特定地域型保育事業における卒園後の受け皿に係る連携施設の確保について、利用調整等の対応策により卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とする。

## 第3 施行期日

公布の日

## 岩見沢市条例第 2 1 号

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条第 4 項を次のように改める。

- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
  - (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 第 4 2 条第 5 項各号列記以外の部分中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。